

仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度器官別検診（レディース検診（巡回検診型））業務（以下「検診」という。）

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務内容

受注者は、発注者が指定した公立学校共済組合広島支部組合員（以下「対象者」という。）の検診を発注者が指定する県内 10 か所の会場（別紙 1-1 「令和 7 年度レディース検診（巡回検診型）会場一覧表」）において、原則、巡回車を派遣して実施する。ただし、受託者保有の施設での実施が可能な場合は、巡回車によらない実施も可能とする。

検診内容は別紙 1-2 「検査項目内訳書」のとおり。

対象者指定の方法は、発注者が紙及び電磁的記録（EXCEL データ(.xlsx)）を格納した電子媒体で名簿（以下「受診者名簿」という。様式例：別紙 1-3 「令和 7 年度器官別検診（レディース検診（巡回検診型））受診者名簿（様式例）」）を受注者へ送付する。

(1) 検診日程の決定

検診日程については、令和 8 年 2 月 28 日までに実施することとし、詳細日時については、受注者が発注者に別記様式「令和 7 年度レディース検診（巡回検診型）実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を提出し、発注者が実施計画書をもとに指示する検診日程とする。

(2) 検診会場の予約及び借上げ

別紙 1-1 「07 三原リージョンプラザ南館」を除く検診会場の予約及び借上げについては、受注者が行うものとする。予約の際は、会場管理者とのトラブルを避けるため、検診車の台数、駐車場所（検診車及び受診者の自家用車用）及び電源の取得等について会場管理者との打合せを行うものとする。

(3) 対象者からの検診に関する問い合わせ等の応対

受注者は、発注者に対し、対象者からの検診に関する問い合わせ等の連絡先（電話番号等）の情報提供を行うものとする（実施計画書に記載すること）。受注者は対象者からの問い合わせ等に対し、応対するものとする。

(4) 検診の実施

ア 会場の整備

イ 受付業務

受診前に、発注者が提供した受診者名簿と対象者が持参したレディース検診受診票を照合する。照合を怠った結果、受診者名簿以外の者が受診した場合は、受注者の責任・負担とし、発注者は責任・負担を負わないものとする。

ウ 受診者負担分の回収

検診を受診した者（以下「受診者」という。）が負担する費用については、受注者が受診日当日に責任をもって各受診者に直接請求・回収するものとする。発注者は受診者負担分の支払について一切の責任を負わない。

エ 検診の内容は、原則、受診者名簿記載の検診内容のとおりとする。ただし、特別な事情により医師が必要と認めた場合には変更を認めるものとする。また、受診者からの申出により、検査項目を減じることについてはこの限りで無い。

オ 原則、対象者の受診日は、受診者名簿記載の日程のとおりとする。ただし、対象者から受診日の変更の申出があった場合には、受注者は可能な限り応じることとする。

カ 受注者は、本仕様書に記載された業務内容と異なる業務を行わないものとする。業務内容と異なる業務を行った場合は、受注者の責任・負担とし、発注者は責任・負担を負わないものとする。

キ 委託事業規模

受診予定者数 2,000 名

(5) 5大がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）要精密検査者の情報提供業務

5大がん検診の要精密検査者の情報を、次のとおり発注者へ提供する。

ア 対象となる提供データ

当該契約により検診を受診した者のうち、5大がん検診の要精密検査者の氏名及び要精密検査項目を、発注者へ提供する。

イ 提供の方法

提出方法は指定しないが、データで提供する場合は、原則として、個人情報保護のため、要精密検査者データ又は電子媒体等に対し、パスワードを設定し、提供すること。

4 特記事項

(1) 会場毎の最低保証人数は設定しないものとする。ただし、会場希望者が15名以下など著しく希望者が少ない会場については、発注者、受注者ともに協議の上、対応することとする。最大受入人数については、希望人数判明後、実施計画書で回答を受けた人数を目安として、発注者、受注者ともに協議の上、決定するものとする。

(2) 検診内容のうち、乳がん検診を希望する対象者については、原則50歳以上の対象者についてはマンモグラフィー検査（一方向）、40歳以上50歳未満の対象者についてはマンモグラフィー検査（二方向）、39歳以下の対象者については乳腺エコー検査を行うものとする。

ただし、検診希望申込締切前に対象者本人から申出があった場合は、年齢によらず乳腺エコー検査への変更を認めることとする。その場合は、発注者は受注者に提供する受診者名簿に乳腺エコー検査希望者を明示することとする。

5 受診者への検診結果の送付

受注者は、受診者に対して、検診実施後21日以内に受診結果報告書1部を送付するものとする。

6 報告書の提出

受注者はすべての検診日程の終了月の翌月15日までに、発注者へ報告書を提出する。

報告書は、書面及び電子データ（TEXTデータ（.txt））を格納した電子媒体（CD-R等）で行うものとする。電子データの仕様については、別紙1-4「レディース検診結果出力仕様書」のとおりとする。

7 請求について

(1) 発注者への請求は、報告書を提出した日から起算して5日以内に行うこと。なお、受注者と請求者が異なる場合は、「委任状」を添付して提出すること。

また、受注者の代表者等の変更がある場合は、速やかに発注者へ連絡すること。

(2) 請求は、各検診項目受診者人数、各検診単価等内訳、会場費及び受診者負担額の回収額を記載すること。

8 その他

委託業務実施に当たって、本仕様書に定めのない事項については、発注者が別に指示するところによる。